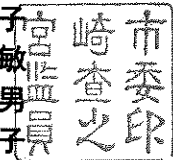




宮 監 公 表 第 8 号
令和 3 年 3 月 1 日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河 野 まつ子
荒 木 敏
上 野 悦 男
嶋 田 喜代子



定期監査措置状況の公表について

令和 2 年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
福祉部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和2年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和2年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：福祉部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
【指摘事項】 (福祉総務課) ①令和元年度の旅行命令(依頼)書において、熊本市(2月6日 福祉総務課及び保育幼稚園課各1名参加)への高速バスについて、回数乗車券(4枚綴り)で算定すべきところ、往復乗車券2名分で算定していた。 往復乗車券 8,480円×2名=16,960円 回数乗車券(4枚綴り) 15,500円 差額 1,460円 ②令和元年度の複写機賃貸借(プレミアム付商品券事業業務室)の契約事務について、予定価格は入札(見積)書と比較できるよう月額単価で設定すべきところ、設計額(総額)としていたため、比較できないものになっていた。 ③令和元年度の行政財産目的外使用許可に係る事務処理について、次のような不備があった。 ア 行政財産目的外使用許可に係る調定書の納期限について、年度をまたいで年間使用を継続させる場合は使用年度の会計年度の4月30日(ただし、指定すべき日が休日に当たるときは、その翌日)とするとされているにもかかわらず、誤った日を設定しているものがあった(13件)。 【正】令和元年(平成31年)5月7日 【誤】平成31年4月26日 イ 宮崎市田野総合福祉館の第一種電話柱に係る使用料について、1本につき630円を徴収すべきところ、従前の例により、620円で算定し徴収していた。 第一種電話柱 【正】630円×3本=1,890円 【誤】620円×3本=1,860円 ウ 宮崎市佐土原地域福祉センターの支線柱に係る使用料について、その他の柱類1本につき63円を徴収すべきところ、従前の例により、62円で算定し徴収していた。 支線柱 【正】63円×2本=126円	(福祉総務課) ①今後、旅費について最も経済的な算定方法となるよう、関係規定等の確認を徹底し、適切な処理を行う。 ②今後、月額単価による予定価格を設定するとともに、職員への周知を行い、適切な処理を行う。 ア 今後、正しい納期限を設定するとともに、職員への周知を行い、適切な処理を行う。 イ・ウ 平成31年4月1日の条例改正に伴う使用料の改定を反映させていなかったことから、条例改正後の算定基準による行政財産目的外使用料の再算定を行い、本来徴収すべき使用料の納付書を相手方へ送付しており、年度内に不足分を徴収予定である。

【誤】 62 円×2 本=124 円

合計金額 【正】 5,626 円 【誤】 5,624 円

エ 宮崎市佐土地域福祉センターの案内表示板設

置に係る使用料について、道路占用料条例により算定すべきところ、行政財産使用料条例により算定し徴収していた。

【正】 1,800 円×1.52 m²=2,736 円

【誤】 137,577,947 円×5/100×1.05 m²/21,614.76 m²=334 円

オ 宮崎市総合福祉保健センターのバス停留所標識

の設置に係る使用料について、減免の規定がないにもかかわらず、道路占用料条例の例により減免していた。

【正】 1,000 円 【誤】 500 円

カ 自動販売機に係る行政財産目的外使用許可につ

いて、添付書類からは申請書に記載された使用面積が確認できないにもかかわらず、そのまま受理し、同申請書に記載された使用面積で許可しているものがあつた（3 件）。

（障がい福祉課）

- ①令和元年度の公用車を使用する一日行程の市外旅行（7 月 3 日：西都市、7 月 4 日：小林市）について、日当 1,100 円を支給すべきところ支給されていなかった。

- ②令和元年度の宮崎市ふれあい福祉体験研修事業委託について、契約書では業務完了後に支払うことと記載されているにもかかわらず、概算払いをしていた。（前回定期監査で指導）

- ③令和元年度の宮崎市医療費助成事業に伴う申請書の保管業務委託に係る実施要綱及び契約書について、委託料（保管に要する経費等）は、申請書の保管に要する経費に消費税及び地方消費税を加算すべきところ、消費税及び地方消費税の税率を乗じると記載してい

今後、特に年度当初においては使用料の算定にあたって根拠を入念に確認するなど、条例に基づき適正に算定を行う。

エ・オ

条例の規定に基づく行政財産目的外使用料の再算定を行い、不足分の使用料につき追加徴収を行った。

今後、使用料の算定にあたっては、条例に基づき適正に算定を行う。

カ

今後、前年度からの継続使用案件である場合でも、使用面積が確認できる添付書類の提出を前提とし、使用面積の適切な確認を行う。

（障がい福祉課）

- ①旅費については、過年度支出として令和 2 年度予算より支出した。

今後は支出命令起案の際に、旅行月以前に旅行命令を受けている可能性について更に留意しながら、慎重に確認を行い、再発防止に取り組む。

- ②令和 2 年度と同委託事業については、契約書に概算払いとする旨を記載し概算払いを行っている。

今後も、決裁時だけでなく、契約書作成時においても契約書の内容について再度確認し、適正な事務処理を行う。

- ③指摘を受けた以降の契約に関しては、記載をあらためるとともに、2 重チェックの徹底など精査したうえで契約締結を行っている。

た（契約書 61 件）。（障がい福祉課・子育て支援課・親子保健課の 3 課で行う事業）

（社会福祉第一課）

- ①令和元年度の消耗品（リーフレット）購入について、執行伺書の決裁日より前に契約締結伺・支出負担行為書を起案・決裁し、執行していた。
- ②令和元年度の要介護認定調査委託に係る契約事務について、予定価格は入札（見積）書と比較できるよう 1 件当たりの単価で設定すべきところ、設計額（総額）としていたため、比較できないものとなっていた。
- ③令和元年度の旅行命令について、航空機またはパックを利用したときには領収書を添付し精算すべきところ、領収書が添付されていないものや領収書は添付されているものの実査日（令和 2 年 10 月 16 日）において精算していないものがあった。
 - ・自立相談支援事業従事者養成研修（前期）：領収書なし
 - ・自立相談支援事業従事者養成研修（後期）：領収書なし
 - ・就労準備支援事業従事者養成研修（領収書あり）：1,100 円戻入
- ④令和元年度の扶助費に係る支出負担行為書について、当初請求書に押された受付印（7/4・7/5・8/9）を訂正し、訂正後の收受日（11/28）において起案していた。

（社会福祉第一課）

- ①処理手順を再確認し、今後は財務規則の規定に基づき購入手続きを行うよう徹底し、適切な処理を行う。
- ②今後、予定価格については入札（見積）書と比較できるよう、1 件当たりの単価で設定を行うとともに、職員への周知を行い、適切な処理を行う。
- ③指摘されている旅行命令の精算を行い、差額の 1,100 円について戻入処理を行った。

県外出張による研修に際しては、直接領収書を庶務担当が預かることとするほか、航空賃は積算時と発券時で金額が減額となる場合があることや戻入すべき金額が生じた場合は速やかに返還するよう、職員への周知徹底を行い、適切な処理を行う。
- ④今後は迅速に支払処理を行うよう職員への周知徹底を行う。また、提出された請求書等に不備があった場合は、相手方に対して速やかに是正を求める。

令和 3 年 1 月 28 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

